

議案第二十六号

私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額の支給について

令和八年四月二十三日

港区教育委員会

令和8年4月23日
教育委員会議案資料 No. 1

私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額の支給について（案）

審議内容

各家庭において物価高騰等による経済負担が増していく中、港区に暮らす子どもが、学校種別によらず、安心して学校に通い学べる環境を整えるため、区立学校以外に通う児童・生徒に対し給食費相当額を支給します。

実施にあたっては、東京都が現在制度構築を進めている「私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業」を活用することとし、速やかな支援を実現するため、補助スキームが確定するまでの間、一般財源で対応することとします。

1 背景・経緯

区では、長引く物価高騰への対策や、給食費無償化に向けて具体的方策を検討するとして国の動向を踏まえ、令和5年9月から学校設置者として、区立学校の給食費を不徴収としています。また、生活保護や就学援助の受給対象となるなど、経済的支援が特に必要となる世帯に対しては、子どもが私立学校等に通っている場合でも学校給食に係る費用を支給しています。

一方で、区在住で区立学校以外の小学校等に通う児童は全体の約3割、区立学校以外の中学校等に通う生徒は全体の約6割に上り、区立学校以外に通学する一定数の家庭は、給食費相当額の経済的支援を受けていない状況となっています。

区立学校以外に通う子ども達に対する支援については、給食の内容等の実態や保護者の負担水準等、財政的な視点も含め、総合的な子育て支援の枠組みの中で検討を続けてまいりました。

こうした中、東京都は、令和8年度予算において、区市町村が行う公立小・中学校における給食費支援との均衡を図るため、新たに「私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業（以下「私立等給食費補助」といいます。）を実施し、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対して給食費相当額の補助を実施する区市町村に対し都として補助する方針を示しました。

しかしながら、令和8年度当初の現時点では、東京都は私立等給食費補助のスキームを未だ定めておらず、事業開始は年度途中とし、対象について制約を設けるとともに、補助金交付も4月に遡及させる事のみ示している状況です。

そのため、各家庭において物価高騰等による経済負担が増していく社会情勢も鑑み、区として速やかに学校種別によらず子ども達が安心して学べる環境を整えるため、東京都の補助金交付に先んじて、私立学校等に通う児童・生徒等を対象とした給食費相当額支給を一般財源で開始します。

2 実施内容

(1) 対象

以下のすべてに該当する子ども

ア 港区に住民登録があること

イ 当該年度に小学1年生から中学3年生の学齢であること

ウ 港区立学校に在籍していないこと

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ・生活保護、就学援助、東京都就学奨励事業等の他制度により給食費相当額の支援を受けている場合
- ・現在通っている学校で給食費が無償化されている場合

(2) 支給金額（予定）

小学生 年額74,800円

中学生 年額88,000円

※積算根拠は別紙「私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額支給金額算出の考え方」のとおり。

(3) 支給人数（想定）

小学生 約4,000人

中学生 約4,100人

(4) 実施方法

区立学校以外に通う学齢期の子どもがいる家庭に申請書類を送付し、提出された申請内容等に応じて支給金額を決定の上、指定口座に入金します。支給は令和8年4月から年間3回（※）に分けて行い、各回の基準日に住民登録がある子どもを対象とします。

※令和8年度は遡及支給とし、年間2回の支給を予定しています。

3 事業規模（予定）

713,000千円

【内訳】

・補助金 660,000千円

小学生支給金額（総額） 299,200千円

中学生支給金額（総額） 360,800千円

・委託料 53,000千円

システム構築、コールセンター・BPOセンター開設

※東京都における私立等給食費補助により、私立小・中学校及び私立特別支援学校に通う児童・生徒に支給する金額については一定の歳入が見込まれています。補助上限単価等の詳細は今年度中に東京都から示される予定です。

4 今後のスケジュール（予定）

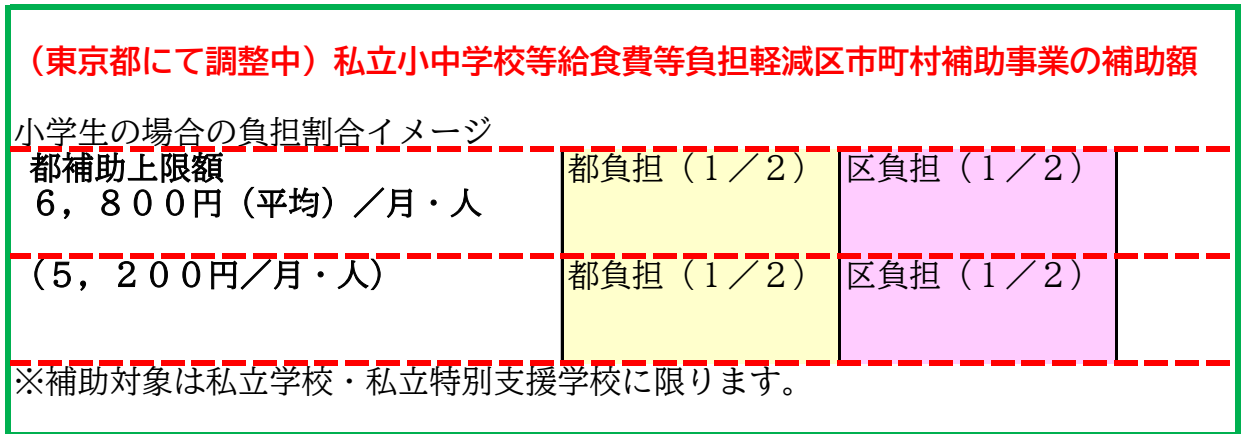
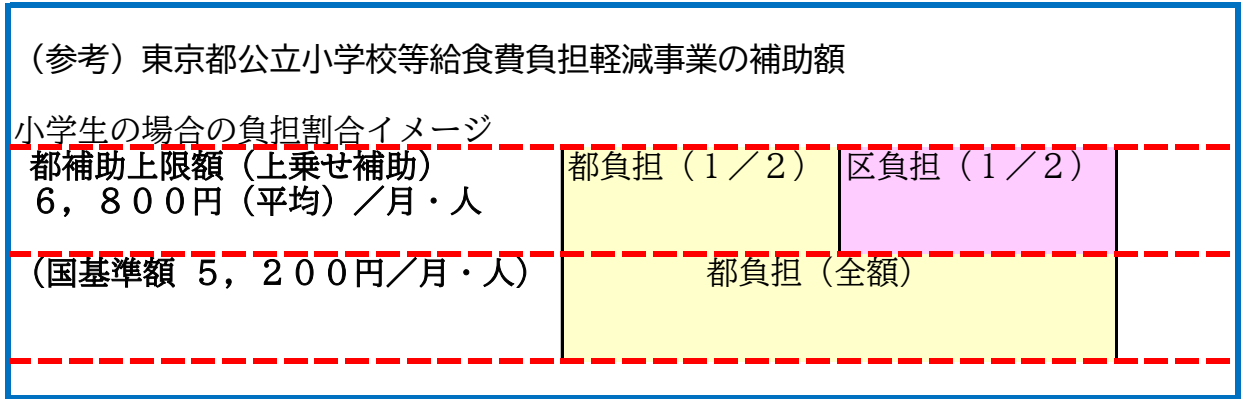
| | | |
|------|-------|--------------------------|
| 令和8年 | 6月 | 区民文教常任委員会 |
| | 6月 | 港区議会第二回定例会補正予算上程 |
| | 8月 | 委託事業者との契約 |
| | 8～10月 | システム構築、コールセンター・BPOセンター開設 |
| | 11月 | 対象者あて申請書類送付開始 |

5 その他

令和9年度以降の給食費相当額の支給については、引き続き都の動向を注視しながら、検討します。

私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額 支給金額算出の考え方

- 1 小学生 年額74,800円
 東京都公立小学校等給食費負担軽減事業の補助額に準拠して算出
 月額6,800円(※1)×11か月
 ※1 都の補助上限月額(平均)6,800円



- 2 中学生 年額88,000円
 東京都公立中学校給食費負担軽減事業の補助額に準拠して算出
 月額8,000円(※2)×11か月
 ※2 都の補助基準単価464円×年間給食回数190回(千円以下四捨五入)÷11か月

